

健康保険 任意継続被保険者 資格喪失 申出書

被保険者証	記号	番号	生 年 月 日
	9 0 0		年 月 日
氏名			
住所	〒		
電話番号			

※注意事項 当組合の資格は健康保険組合に到着した日の月内までになります。
翌月 1 日から当組合から脱退となります。
お手元に有効期限内の資格確認書がありましたら、後日当組合へ送付願います。
※有効期限の切れた資格確認書や保険証は返却不要です。
就職・死亡・後期高齢者医療制度に加入により喪失する場合は
お手数ですがこの申請書ではなく、電話にてご連絡ください。
遡及して喪失することはできません。
申出の取消をすることはできません。
【毎月保険料を納付している方へ】
27日に引落しているのは翌月保険料です。
15日頃に27日引落しの処理を行います。
引落しの処理の前に申出書が届いた場合は問題ありませんが
引落しの処理の後に申出書が届いた場合は還付請求書を送付します。
還付請求書を返送いただければ返金致します。
(引き落とし手数料は返金できません。)
【前納で保険料を納付している方へ】
8月末日に9月12日引落処理を2月末日に3月12日引落処理を行います。
納付済の期間の途中で資格喪失する場合、未経過期間の保険料がある場合
還付請求書を送付いたしますので還付請求書を返送いただければ
返金致します。(引き落とし手数料は返金できません。)

【健康保険組合記入欄】

資格喪失日	年 月 1 日
-------	---------

【令和7年12月】

